

平成28年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月11日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成28年3月11日 午前10時00分
1. 出席議員 14名

1番	佐藤葉子君	2番	平田悦子君
3番	十川敬三君	4番	佐久間勇君
5番	船田兼司君	6番	橋本礼子君
7番	岩崎剛久君	8番	平野明彦君
9番	小林喜久男君	10番	鶴田剛君
11番	鈴木幹雄君	12番	平野良一君
13番	高橋恭市君	14番	石井清孝君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	鈴木洋邦君	副管理者	佐久間清治君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	大橋容子君
事務局長	足城俊雄君	総務課長	前田雅章君
管理課長	石川幸二君	建設課長	酒井雅彦君
総務課主幹	笈川知洋君	管理課長補佐	平野浩一君
建設課長補佐	神谷敏也君	管理課処理場長	池田一郎君
総務課総務係長	石井太君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	木村英樹	総務課主事	山岸文二郎
---------	------	-------	-------

開会及び開議

平成28年3月11日午前10時00分

○議長（鈴木幹雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより平成28年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（鈴木幹雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年11月分から28年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。

下水道組合総務課にその写しがございますので、ごらんください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

次に、発議案1件の提出があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましてはお手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第321号

平成28年3月11日

君津富津広域下水道組合議会

議長 鈴木幹雄様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成28年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合行政不服審査法施行条例の制定について

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 工事請負契約の変更について

議案第7号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成28年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について

議案第9号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算について

○

議事日程の決定

○議長（鈴木幹雄君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（鈴木幹雄君） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には市議会定例会開会中のご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定5件、工事請負契約の変更、平成27年度の補正予算、平成28年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の9議案でございます。

後ほど、提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木幹雄君） 以上で管理者の挨拶を終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（鈴木幹雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木幹雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、14番、石井清孝君、1番、佐藤葉子君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第9号まで

○議長（鈴木幹雄君） 日程第3、議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第9号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合行政不服審査法施行条例の制定について。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに設置する行政不服審査会の組織及び運営、そのほか同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに設置する行政不服審査会の委員の報酬の額を別表に加え、また、情報公開・個人情報保護制度における特例の規定を設けるなど、関係する条例の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表内容について所要の改正を行うとともに、関係する条例の規定を整理しようとするものでございます。

次に、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の給与等について、千葉県人事委員会の勧告に準じ、給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の改正に伴い、職員の職務を級ごとに分類する際に基準となる職務の内容を定めるほか、行政不服審査法の改正に伴う所要の改正などを行おうとするものでございます。

次に、議案第5号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、ラスパイレス指数対策として、現在実施している給料の特例減額措置を、本組合の構成団体である君津市と同様に、1年間延長するとともに、一般職の職員の減額率を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 工事請負契約の変更について。

本議案は、平成26年度に株式会社千葉工業と工事請負契約を締結し、その後、繰り越し事業となっておりました八重原雨水幹線築造工事（その3）について、工事箇所の安全対策等のために増額変更が必要となり、契約金額を1億5,573万4,920円に変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）。

本議案は、歳入・歳出予算から、それぞれ1億1,167万3,000円を減額し、補正後の予算額を22億1,104万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は、君津富津終末処理場機械棟耐震補強・設備更新事業に変更が生じたことに伴い、事

業費及びその財源を調整するとともに、人件費及び地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これとあわせて、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第8号 平成28年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について。

本議案は、議案第9号の平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合同規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、総額25億9,865万5,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第9号までを一括して、提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木幹雄君） 続いて補足説明を求めます。

事務局長、足城俊雄君。

（事務局長足城俊雄君登壇）

○事務局長（足城俊雄君） それでは、議案第1号から議案第9号までについて、私から補足説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合行政不服審査法施行条例の制定について、説明申し上げますので、議案つづりの1ページをお開きください。

本議案は、改正された行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき新たに設置する、君津富津広域下水道組合行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

続いて2ページ、3ページをお開きください。

第1条から順に説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、審査請求人等が審理員に対して提出書類等の写し等の交付を求める際の交付手数料について定めるものでございます。

第3条は、審査会の組織について定めるもので、第1項は、審査会の委員の数を3名以内とし、第2項は、委員はすぐれた識見を有する者のうちから管理者が委嘱することとし、第3項は、委員の任期を2年以内とし、第4項は、審査会の委員に守秘義務を課すものでございます。

第4条は会長について、第5条は会議について、第6条は審査会の庶務の処理について、第7条はこの条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものでございます。

なお附則におきまして、この条例の施行日は平成28年4月1日と定めております。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明申し上げますので、4ページをお開きください。

本議案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係する3本の条例の規定を一括して整備するため、提案するものでございます。

具体的には、各関係条例に共通する事項といたしましては、行政不服審査法が全部改正されたことにより、不服申し立てに係る手続を審査請求に一元化することに伴い、字句を審査請求に統一しようとするもの、また、引用している法令番号を、全部改正後の番号に改めようとするものでございます。

次に、議案参考資料の1ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行となっております。

初めに、改正条例第1条による、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございますが、法に基づき設置する君津富津広域下水道組合行政不服審査会の会長及び委員の報酬額を設定するもので、会長の報酬額を月額8,600円とし、委員の報酬額を7,700円とするものでございます。

なお、報酬の額につきましては、君津市の報酬等に関する条例に準じており、君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会の委員等報酬額と同額でございます。

次に、改正条例第2条による君津富津広域下水道組合個人情報保護条例の改正でございますが、第4章の見出しは、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての手続のうち、「異議申立て」手続を廃止し、「審査請求」に一元化したことによる見出しの修正でございます。

第21条第1項及び第3項は、第33条及び第34条の改正により、引用条項に移動が生じたため、これを整理するものでございます。

第33条は、開示決定等または開示請求等に係る不作為による審査請求については、行政不服審査法で定める審理員による審理は行わないとする規定を新たに定めるものでございます。

新たに第33条を規定したことにより、第33条は、第34条に繰り下がりまして、第34条は、第34条3項となり、第34条第3項第1号に利害関係人を参加人とする引用条項を加えるものでございます。

第35条第2号は、審査請求に係る開示決定のうち、全部を開示することとした決定を、この号の適用から除外しようとするものでございます。

次に、改正条例第3条による、君津富津広域下水道組合情報公開条例の改正でございますが、第3章の見出しの修正は、改正条例第2条の修正と同様、「異議申立て」手続を廃止し、「審査請求」に一元化したことによる見出しの修正でございます。

第14条第1項及び第3項は、第18条及び第19条の改正により、引用条項に移動が生じたため、これを整理しようとするものでございます。

第18条は、開示決定等または開示請求等に係る不作為による審査請求については、行政不服審査法で定める審理員による審理は行わないとする規定を新たに定めるものでございます。

新たに第18条を規定したことにより、第18条は、第19条に繰り下がりまして、第19条は、第19条第3項となり、第19条第3項第1号に利害関係人を参加人とする引用条項を加えるものでございます。

第20条から第24条までは、引用条項の改正及び文言の修正等でございます。

第25条第1項に、審査会は、審査請求人等から審査会に対して提出された意見書または資料の写しを、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときを除き、当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することとする規定を新たに定めるものでございます。

新たに項を加え、送付することを規定したことにより、第1項の複写を削除し、第2項に繰り下げるものでございます。

第3項は、第1項の規定による送付を行うときは、当該意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聞くこととする規定を新たに定めるものでございます。

新たに項を加えたことにより、第2項は第4項に繰り下がり、文言の修正を行うものでございます。第27条は文言の修正でございます。

なお附則におきまして、この条例の施行日は、平成28年4月1日と定めております。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明申し上げますので、議案つづりの10ページ、11ページ及び議案参考資料の8ページをあわせてごらんください。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する3本の条例の規定を一括して整理するため、提案するものでございます。

それでは、議案参考資料の8ページをごらんください。

初めに、改正条例第1条による、君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の改正及び改正条例第2条による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますが、どちらも、地方公務員法の条項の改正に伴う、引用条項の改正でございます。

改正条例第3条による、君津富津広域下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございますが、第3条第2号、第5号、第8号に、それぞれに「職員の人事評価の状況」「職員の休業に関する状況」「職員の退職管理の状況」を加え、第9号は文言の修正で、その他につきましては、新たに号を加えたことによる号の繰り下げでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日は平成28年4月1日と定めております。

次に、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げますので、議案つづりの12ページから18ページまで及び議案参考資料の9ページから11ページまでをあわせてごらんください。

本組合の構成団体である君津市においては、10月の千葉県人事委員会勧告に準じて、民間給与との格差を埋めるため、給料表の引き上げ改定と期末勤勉手当の支給割合の引き上げ等を行うとともに、地方公務員法の改正に伴い、新たに等級別基準表を定めるべく、関係条例の改正に関する議案を本3月議会に提出しております。

本組合の給与関係規定は、君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案参考資料の9ページをごらんください。

初めに、改正条例第1条による一般職の職員の給与等に関する条例の改正でございますが、第23条第2項は、勤勉手当の支給割合について、支給率を100分の75から100分の85に改正し、改正後の年間支給月数を4.20月にするため、昨年12月分において0.10月引き上げるとともに、月例給を別表第1のとおり改めるものでございます。

なお、附則におきまして、別表第1の規定は平成27年4月1日から、第23条第2項の規定は平成27年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、改正条例第2条による、一般職の職員の給与等に関する条例の改正でございますが、第1条は、地方公務員法の改正による引用条項の整理でございます。

第4条は、職員の級別の標準的な職務は、規則で定めておりましたが、地方公務員法が改正され、

条例で定めることとされましたので、第3項を改正し、別表第2により定めるとともに、同表に定める職と同程度の職務については、これまでと同様、規則に委任しようとするものでございます。

第4条第5項は、第3項の改正による文言の修正でございます。

次に、10ページをお開きください。

第13条第2項第2号は、新たに別表第2を追加したことにより、別表第2を別表第3に繰り下げるものでございます。

第22条第2項は、引用条項の改正に伴う文言の修正でございます。

第23条第2項は、平成28年度からの勤勉手当の支給率を100分の85から100分の80に改正しようとするもので、年間の支給月数を4.20月にするため、6月分、12月分の支給率をそれぞれ0.05月、合わせて0.1月引き上げようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日は平成28年4月1日と定めております。

次に、議案第5号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案資料の12ページをお開きください。

本議案は、ラスパイレス指数の抑制措置として実施している給料月額の減額措置であり、本組合の構成団体である君津市においても、同様の改正を本3月議会に提出しております。

本組合の給与関係規定は、君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

第1条第1項は、平成28年3月31日までの給与の減額特例期間を、平成29年3月31日まで延長するとともに、職務の級に応じ見直し、2級の主事及び技師は1%、3級の主任は2%、4級の副主査は3%、5級の係長は4%、6級以上の管理職は5%と、表に定められた割合を減額しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日は平成28年4月1日と定めております。

次に、議案第6号 工事請負契約の変更について説明申し上げますので、議案つづりの21ページ及び議案参考資料の13ページ、14ページをごらんください。

本契約は、26年度に1億3,737万6,000円で、株式会社千葉工業と契約を締結し、その後、27年3月議会にて繰り越し設定させていただき、事業を進めてまいりました。この間、電線や既設埋設管の移設に不測の日数を要したため、工期を本年3月25日とし、また、人孔の築造に当たり、土どめの仮設工法の変更等により、請負金額を1億4,997万960円とし実施してまいりましたが、さらに安全対策のための交通誘導員の増員や人孔の地下水処理等のため、約576万円の増額が必要となり、契約金額を1億5,573万4,920円に変更しようとするものでございます。

なお、増額分は繰越予算の範囲内にありますので、補正はございません。

次に、議案第7号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の3ページをお開きください。

初めに第2表、繰越明許費であります。君津富津終末処理場機械棟耐震補強・設備更新工事委託事業については、入札不調による設計内容の見直し及び見積もりの再徴取に伴う価格見直しによる入札時期の遅延のため、業務委託の開始がおくれたためでございます。

次に、4ページの第3表、地方債補正であります。今回の補正は、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借り入れ限度額を3億1,170万円から2億7,540万円に変更しようとするもので

ざいます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金4,505万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,032万3,000円の減額は、財源調整のためのものでございます。

次に、7款組合債、1項組合債、1目下水道債の3,630万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の123万1,000円の減額及び3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費の1,112万3,000円の減額、また、10ページに移りまして、3目処理場維持管理費の74万2,000円の増額は、平成27年4月1日付の人事異動及び給与改定に伴う職員の人件費に係る補正でございます。

10ページ下段の1目公共下水道新設改良費は9,004万6,000円の減額となりました。

主な内容は、職員の人件費に係る872万6,000円の減額、また、13節委託料8,132万円の減額は、君津富津終末処理場、機械棟耐震補強・設備更新工事委託事業において、建築構造設計基準が改正されたことや、工事着手前に詳細な調査をした結果、耐震診断時の判定より建物の劣化が軽度であったため、補強箇所が減少したことによるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

4款公債費、1項公債費、2目利子の1,001万5,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を補正しようとするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1億1,167万3,000円を減額し、補正後の予算総額を22億1,104万4,000円にしようとするものでございます。

なお、12ページからは、予算に関する説明書のうち給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第8号 平成28年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、ご説明申し上げますので、議案つづり最後の22ページをごらんください。

君津富津広域下水道組合を構成する君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合規約第14条第2項に定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができるかと規定されているところでございます。

これに基づき、22ページ下段の1及び2に掲げる経費については、平成28年度においても従来どおりの取り扱いとし、1の終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担するものでございます。

なお、平成28年度の実績汚水量比は、君津市が88.0%、富津市が12.0%と見込んでおります。

次に、2の一般職の職員等の人件費及び定期健康診断に係る経費は、派遣市の負担とし、議会費や総務費等の一般事務経費については、両市が均等負担するものでございます。

なお一般職の職員は、君津市20名、富津市7名を見込んでおります。

次に、議案第9号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げますので、議案別冊、当初予算書をごらんください。

初めに、28年度の主な建設事業からご説明申し上げますので、当初予算書の32ページと、最後のページの事業箇所図をあわせてごらんいただきたいと存じます。

32ページに事業一覧を掲げてありますが、主なものを申し上げますと、28年度では、両市にかかわるものとして、①及び⑫の君津富津終末処理場築造事業、⑪及び⑮の公共下水道全体計画変更事業を、君津市では、②君津汚水2号幹線築造事業、③八重原雨水幹線築造事業、⑤人見汚水枝線築造事業のほか、台地区の浸水対策事業といたしまして、⑦台地区浸水対策事業及び⑩放流口水門改修事業を、富津市では、⑬汚水柵設置事業、⑭山王地区雨水計画策定事業を実施いたします。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、戻っていただき、5ページをお開きください。

初めに、第2表、地方債であります。これは、先ほど申し上げました公共下水道整備事業のための地方債を借り入れるに当たり、4億7,510万円を限度額として、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市負担金、8億円の内訳は、君津市が5億3,000万円、富津市が2億7,000万円となり、君津市は対前年度5,000万円の増額で、主な理由は、終末処理場維持管理費及び投資的事業費の増などでございます。

富津市は対前年度1,000万円の減額で、主な理由は、職員2名分の人件費及び起債償還費の減などによるものでございます。

2目下水道事業受益者負担金は698万2,000円で、対前年度638万4,000円の増額で、新たに設定した君津市域の第4負担区分を見込んだことによるものでございます。

3目認可区域外流入負担金606万7,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は7億6,746万円4,000円で、27年度に対し、君津地区では、一般家庭及び大口使用者の使用量の減少により1.4%の減収を見込み、富津地区では、大口使用者の使用量の増大により7.2%の増収を見込んでおります。

2目占用料3万2,000円は、当組合用地に係るガス管、電柱等の占用料でございます。

3目総務使用料1万2,000円は、君津富津終末処理場職員2名分の駐車場使用料でございます。

次に、9ページをごらんください。

2項手数料、1目下水道手数料46万2,000円は、排水設備の工事完了検査や指定工事店の新規登録申請に係る手数料でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金は、先ほど説明いたしました公共下水道事業のうち、君津富津終末処理場築造事業、君津汚水2号幹線築造事業及び人孔蓋改築事業の財源として、3億3,013万円を見込んでおります。

次に、4款県支出金は、予算科目を確保するため計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

5 款繰越金は 2 億 1,238 万 3,000 円で、前年度に対し 5,392 万 7,000 円の増額となっております。

次に、6 款諸収入は、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項組合預金利子及び 11 ページの 3 項雑入を合わせまして、合計 2 万円を計上しております。

次に、7 款組合債は 4 億 7,510 万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

次に、8 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目物品売払収入ですが、終末処理場築造事業により発生する廃材の物品売払収入で、予算科目を確保するため計上するものでございます。

次に、12 ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は 179 万 4,000 円で、組合議員 14 名に係る報酬、費用弁償等の運営費でございます。

次に 13 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 8,416 万 1,000 円で、これは、特別職 2 名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて 8 名分の人件費のほか、次の 14 ページの、13 節固定資産整理算定業務委託料、14 節の事務機器等借上料、19 節の庁舎維持管理負担金等でございます。

なお、前年度に対し 652 万 6,000 円増額の主な理由は、公営企業法適用に向けた作業の 1 つである固定資産整理算定業務委託料を計上したためでございます。

次に、15 ページでございます。

2 項監査委員費、1 目監査委員費は 34 万 8,000 円となり、監査委員 2 名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、16 ページをお開きください。

3 款土木費、1 項下水道管理費、1 目公共下水道維持管理費は 2 億 4,463 万 9,000 円で、これは公共下水道維持管理に要する経費でございまして、管理課職員 8 名分の人件費、11 節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、13 節では、君津、富津両市水道部に委託している下水道使用料賦課徴収業務等の委託料を、19 節では水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

なお、前年度に対し 2,994 万円増額の主な理由は、人見第 1・第 2 ポンプ場等維持管理業務委託料の増額や新規事業である小糸川の放流水門修繕業務委託を計上したためでございます。

次に、18 ページをお開きください。

2 目都市下水路維持管理費は、前年度と同額の 308 万 7,000 円で、13 節の清掃業務等委託料などを計上しております。

次に、3 目処理場維持管理費は 6 億 179 万 5,000 円で、処理場職員 2 名分の人件費、11 節の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、13 節の終末処理場維持管理業務委託料等を計上しております。

なお、前年度に対し 1 億 145 万 8,000 円増額の主な理由は、28 年度より新たに稼働となります、水処理施設 5・6 池に係る、電気料金及び薬品費や維持管理業務委託に係る人件費の増額などでございます。

次に、2 項下水道建設費、1 目公共下水道新設改良費は 8 億 9,714 万 5,000 円で、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、建設課職員 9 名分の人件費のほか、先ほど、32 ページ、33 ページのところの説明いたしました公共下水道事業の管理課所管事業であります、⑨の人孔蓋改築事業及び⑩の放流水門改修事業を除く 11 事業に係る経費等、20 ページ、21 ページのとおり計上しようとするものでございます。

なお、前年度に対し9,481万7,000円増額となっております。

これは、前年度、君津地区の事業において、限られた予算の中、事業の精査、見直しを行い、5事業に絞り込み、実施してまいったわけでございますが、28年度は、27年度に策定された、汚水適正処理構想を踏まえ、将来を見据え、計画的に事業を推し進めるため、9事業を計上したためでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金の5億4,725万9,000円は長期債の償還元金であり、また、2目利子の2億342万7,000円は、長期債の償還利子2億178万3,000円のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とし、その利子164万4,000円を計上しております。

次に、22ページをお開きください。

5款予備費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入歳出それぞれ25億9,865万5,000円で、前年度に対し2億946万3,000円の増額となりますが、その主な理由は、建設事業費及び終末処理場の維持管理経費の増によるものでございます。

なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして、23ページから29ページまでが給与費明細書でございます。

そのうち28ページをお開きください。

下表のキ、地域手当をごらんください。

富津市派遣職員については、平成25年1月より、富津市の給与条例を適用していることから、平成27年度に引き続き支給率を0%で計上しております。

続きまして、1枚めくっていただき、30ページが継続費に関する調書、31ページは、地方債の現在高に関する調書でございますが、28年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり89億9,292万6,000円で、内訳は、君津地区68億2,992万7,000円、富津地区21億6,299万9,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号から議案第9号までの補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木幹雄君） 以上で補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合行政不服審査法施行条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

4番、佐久間勇君。

○4番（佐久間勇君） 通告書の提出はしておりませんでしたけれども、議長の許可をいただきましたので質問させていただきます。

第3条第2項のことについてお聞きします。

この審査委員につきまして、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者と書かれておりますけれども、この審査委員をどういった人を選考しているのかという、また選考するのかというところと、もう1点が、条文にこの審理員という言葉は書かれておりますけれども、審査会に至るまでの流れというのがわかりましたら教えてください。

○議長（鈴木幹雄君） 総務課長、前田雅章君。

○総務課長（前田雅章君） それでは佐久間議員の質問にお答えします。

まず委員はどういった者を選定しているかということでございますが、当組合では、この君津地域に法律事務所がございます弁護士で、また、両市及び当組合の情報公開・個人情報保護審査会の委員の中から選定しようということで、現在考えております。

また、次に行政不服審査会の流れということでございます。

これにつきましては、ちょっと複雑でございますが、これまでの改正前でございますと、不服申し立てにおきまして、まず異議申し立てがございます。異議申し立てをして、それで決定してから審査ということに移るわけなのですが、今回改正によりまして、異議申し立てが廃止ということになりました。それでまず審査請求人が審査庁、組合で言いますと、処分をしたところ以外の部署になります。

例えば管理課が処分して、それに対する審査請求があったとしますと、管理課以外の、例えば総務課が審査庁となります。審査庁に対しまして審査請求書が提出された場合には、例えば総務課でその処分にかかわっていない部署の者を審理員として、まず選定いたします。その審理員に対しまして、弁明書の提出を、処分した、例えば管理課から審理員に対して弁明書を出してもらって、その弁明書をまた審査請求人に渡すといったことで、やりとりがございます。

その後、審査庁に戻ってきたものに関しましては、今度、審査会、先ほど申し上げました審査会、新しく設置します行政不服審査会のほうに諮問いたします。そこでもんでいただきまして、それに関しまして、答申を受けた後に、裁決を、審査庁である、今回の場合ですと、総務課のほうで裁決をいたしまして、その裁決の結果を処分庁であります管理課、それから審査請求人に裁決の結果を送付するといったような流れでございます。

よろしく申し上げます。

○4番（佐久間勇君） ありがとうございます。

○議長（鈴木幹雄君） いいですか。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合行政不服審査法施行条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

4番、佐久間勇君。

○4番(佐久間勇君) 1点お伺いします。

議案第3号、この参考資料では、8ページになりますけれども、第3条第1項第8号の職員の退職管理の状況というところでお聞きしたいのですが、私の考えでは、君津富津の両職員から派遣されている組合員、職員だと思っておりますけれども、この職員の退職管理の状況というのは、どういうことをいっているのかお聞きしたいのです。

○議長(鈴木幹雄君) 総務課長、前田雅章君。

○総務課長(前田雅章君) 答えいたします。

8号の職員の退職管理の状況でございますが、今、議員おっしゃるとおり、当組合は両市からの派遣職員で成っておりますので、当組合で退職ということはございませんので、ここは、一応、項目はございますが、該当がない形になります。

以上でございます。

○4番(佐久間勇君) わかりました。

○議長(鈴木幹雄君) ほかにご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質

疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第5号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 工事請負契約の変更について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

6番、橋本礼子君。

○6番(橋本礼子君) 議案第6号について伺います。

わからないことが多いので、よろしく願いいたします。

この八重原雨水幹線築造工事なのですが、やはり八重原の道路状況も余りよくないところの工事をするというので、今回、安全対策のために576万ということで、契約金が、変更を出されておりますが、この契約金は、よくわからないのですけれども、請負のときにそういうものは入れないで、いつも請負の入札とかをしているのかということと、例えば今回の576万の内容が、通行誘導員と人孔の地下水処理ということの工事にかかったということですが、通行誘導員の状況を教えていただきたいということです。

平成28年度に、今回、八重原雨水幹線構造事業が9,271万で予算に上げられておりますので、またこの道路の延長で工事があると思っておりますので、今後のこともありますので、この金額が例えば576万

という額が変わるのかという根拠ということをお聞きしたいのですが、それともう1つ、こういう工事をした場合に、後からそういう補足で、予算がたくさんついたという金額の中で、高額のものがあったら教えていただきたいと思うのですが。

○議長（鈴木幹雄君） 答弁を求めます。

建設課長、酒井雅彦君。

○建設課長（酒井雅彦君） それでは1点目の安全対策の請負、当初からこの経費を見ていなかったかというご質問だと思いますが、こちらにつきましては、交通誘導員を当初から計上してございました。

今回の増額分につきましては、交通誘導員の費用といたしまして約170万円ほど、これは現地で工事をやっておりますと、当初は交通誘導員の人数を適正に配置しておったつもりでございますが、小学校がございまして、その学童さんの、どうしても朝夕の誘導に交通誘導員を必要とするというふうに、学校との打ち合わせで安全を期したためでございます。

次に2点目でございますが、2点目の交通誘導員におきましては、当初の設計に含んで工事を進めておりますが、今回の工事と同じように、他の工事におきましても、場合によりましては、より安全を期すため、交通誘導員等を増員することもございます。

他の工事においても、警察及び地区関係者の方と現況を、設計上の話ではなく、現地の調査を図った上で、対応してまいっております。

以上でございます。

○議長（鈴木幹雄君） ほかに質疑ございますか。

6番、橋本礼子君。

○6番（橋本礼子君） もう1点、例えば今回576万ですが、補足でついた金額の中で、高額のものがあるかということをお聞きしたかったのですが、先ほどの工事が長引いた場合には、この交通誘導員の方の経費も変わるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木幹雄君） 建設課長、酒井雅彦君。

○建設課長（酒井雅彦君） ただいまのご質問どおり、工期が延びる場合については、交通誘導員も増額になるということになると思います。

あわせて、今回の工事の変更の中では、地下水のポンプ、コンクリート製の現場打ちのマンホールを築造しておるわけですが、その地下の排水の支障がございまして、ポンプの運転の地下水排水の経費を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木幹雄君） よろしいですか。

6番、橋本礼子君。

○6番（橋本礼子君） 今回の変更後、1億5,000万を超えたので、こういう決議、議案で出されたと思うのですが、576万という額が今までにもっと多いのがあったのかどうかということをお聞きしたかったのです。どれぐらいの額が補足で出るのかなということをお聞きしたかったのです。

○議長（鈴木幹雄君） 今まで、この額より大きいものがあったかどうか。そのあたり。

建設課長、酒井雅彦君。

○建設課長（酒井雅彦君） 当初契約に対しての増額といたしますと、今回、この工事におきましては、今回の契約額が第4回の変更になります。それ以前の第3回変更した時点、そのときに1,200万ほど

の増額となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木幹雄君） よろしいですか。

ほかに、質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第6号 工事請負契約の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第7号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成28年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第8号 平成28年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第9号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○

(提案理由説明、質疑、討論及び採決)

日程第4 発議案第1号

○議長(鈴木幹雄君) 日程第4、発議案第1号を議題といたします。
なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承願います。
直ちに提案理由の説明を求めます。
提出者、平野明彦君。

(8番平野明彦君登壇)

○8番(平野明彦君) それでは、小林喜久男議員、平野良一議員のご賛同を得て提案いたしました発議案第1号 専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条に規定する議会が議決しなければならない事件のうち、軽易な事項について、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分できるようにするものでございます。

まず、1つ目として、法律上、組合の義務に属する損害賠償について、その総額が100万円以下については、管理者において損害賠償の額を決定できると定めるものでございます。

次に、2つ目として、組合が当事者の和解または調停については、その総額が100万円以下については、管理者において和解または調停できると定めるものです。

このように指定することの利点は、時間の短縮、事務の簡素化が図れ、事件を円滑かつ速やかに解決することができることでございます。

また、専決処分をしたときには、これを下水道組合議会に報告しなければならないことになっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、何とぞ、議員各位におかれましては、ご賛同を賜り、全会一致でご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(鈴木幹雄君) 提案説明が終わりましたので、これより、発議案第1号 専決事項の指定につ

いて、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

発議案第1号 専決事項の指定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長(鈴木幹雄君) 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度につきましては、一部、事業の繰り越しがありましたが、引き続き事業を計画的に推進し、処理区域の整備に向けて、努力してまいり所存でございますので、議員の皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長(鈴木幹雄君) これをもちまして、平成28年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

皆様には大変ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

平成28年3月11日午前11時24分

閉会